入札監理小委員会 第420回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第420回 入札監理小委員会議事次第

日 時:平成28年7月1日(金)14:39~17:25

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- ○基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務 ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)
- ○共用計算機システム借入及びサーバ・ネットワーク運用支援業務((国)建築研究所)

2. 事業評価(案)の審議

- ○水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査(環境省)
- ○国有林の間伐等事業(林野庁)
- 3. その他

<出席者>

(委員)

石堂主查、井熊副主查、若林専門委員、宮崎専門委員、早津専門委員、廣松専門委員、 大山専門委員、小尾専門委員

((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)

システム総括管理室 中原室長 システム総括管理室 管理課 山﨑課長補佐、高橋専門役

経理部 契約第二課 倉澤係長

((国)建築研究所)

企画部 情報・技術課 斎藤課長、濱松副参事、安藤主事 総務部 会計課 足立課長、宮田副参事

(環境省)

水・大気環境局 水環境課 甲斐主査、廣田排水基準係長

(林野庁)

国有林野部 業務課 小坂課長、唐澤企画官、入交係長

(事務局)

栗原参事官、新井参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第420回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務の実施要項(案)、2番目に国立研究開発法人建築研究所の共用計算機システム借入及びサーバ・ネットワーク運用支援業務の実施要項(案)、3番目に環境省の水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査の事業評価(案)、最後、4番目に林野庁の国有林の間伐等事業の事業評価(案)の審議を行います。最初に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構システム総括管理室、中原室長並びに山﨑課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中原室長 高齢・障害・求職者雇用支援機構でございます。当機構につきましては、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の促進、推進、求職者をはじめとします労働者の職業能力の開発及び向上のために総合的な支援を行っている法人でございます。これらの業務を効率的、円滑に行うために、各業務を支援する情報システムを構築しておりますが、これらのシステムを、全国170拠点において使用するためのインフラとして、さらにグループウェア、メール、共有サーバ等の活用によりまして情報の共有化、円滑な情報の伝達を図ることを目的といたしまして、基幹ネットワークシステムを運用しているところでございます。

当機構につきましては、平成23年10月に、高齢・障害者雇用支援機構と雇用・能力開発機構の2つの法人が統合いたしまして、現在に至っているところでございます。旧法人それぞれにつきまして、それぞれネットワークシステムを運用していたところでございますが、これらの統合を進めてまいりまして、本年3月、このネットワーク統合が完了したといった状況でございます。

また、今後も情報セキュリティの強化といったシステムの変更の予定はございますが、 今回のネットワークの統合によりまして、システム環境は一定程度落ちついた状況ではないかと考えておりますので、この状況下におきまして、基幹ネットワークシステムの保守・ 運用管理業務につきまして、この民間競争入札実施要項に基づきます調達業務の改善を図ってまいりたいと考えています。本日はよろしくお願いいたします。

○山崎課長補佐 それでは、要項(案)の詳細につきまして、私、システム総括管理室管理課、山崎からご説明をさせていただきます。委員の皆様のお手元の資料A-2という資料と参考資料を使いましてご説明をさせていただきます。要項(案)につきましては、通し番号でページをお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、要項(案)の3ページの2でございますが、今回の業務概要でございますが、先ほど、当室の室長、中原からご説明いたしましたように、当機構の業務に使用しております基幹ネットワークシステムにつきまして業務委託を行うことになっております。

次に、4ページでございますけれども、(ア)「構成機器」につきましてご説明をさせていただきます。こちら、構成機器でございますけれども、通し番号で64ページをご覧ください。仕様書の別紙1となっておりますけれども、現在の当機構のネットワーク構成概要はこちらに示すとおりとなってございます。

また、その後、65ページから72ページにおきまして、実際に構成している機器の一覧をつけさせていただいております。

なお、ご承知のとおり、昨年の6月に発生いたしました日本年金機構の個人情報流出問題を踏まえまして、現在の基幹ネットワークを、個人情報を取り扱います個別システムを接続する業務系ネットワークと、インターネット閲覧及び外部とのメール送受信を行います情報系ネットワークの分離を現在進めているところでございます。予定といたしましては、平成28年10月には、お手元の要項の34ページになりますけれども、こちらの図4-3「分離後の基幹ネットワークの概要(予定)」にお示ししておりますように、現在、調達中でございますけれども、分離後はこのような構成予定となってございます。

それでは、4ページにお戻りいただきまして、利用特性でございますけれども、こちらの基幹ネットワークの利用人数は約6,650人ということで、これは非正規の職員を含めた職員数でございまして、約6,800台の端末を通じまして、原則として24時間365日利用するということになります。

続きまして、イ「対象業務の内容」でございますけれども、この要項の中の後方にございます仕様書に詳しく書いております。42ページ、仕様書の中で、10.1からということで詳細について記載をさせていただいておりますが、10.1から10.23ということで項目も多うございます。皆様方のお手元のA4のポンチ絵があるかと思います。当機構の委託業務概要ということで1枚物が後ろのほうにあろうかと思いますけれども、そちらを使いまして、ポイントのみご説明をさせていただきたいと思います。

業務内容の1点目でございますけれども、情報システムの操作と管理につきましては、管理対象機器のOSあるいはパッチの設定等を常に最適に維持管理することを行っていただくことになります。2点目でございますが、障害時対応につきましては、障害発生時における職員及びシステム担当者からの問い合わせ対応、報告、障害箇所の切り分け、復旧作業を行っていただくことになります。3点目でございますが、稼働監視につきましては、回線、ネットワーク機器及びサーバの稼働状況の監視を行っていただくことになります。4点目でございますが、サービスレベルの管理につきましては、運用管理業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るために締結するSLA、こちらの遵守を行っていただくことになります。5点目でございますが、情報セキュリティ監視及び管理につきましては、マルウェアの感染や不正アクセス等の情報セキュリティの監視あるいは情報セキュリティ機器の維持を行っていただくことになります。6点目でございますが、日次報告、人の運用管理業務の状況報告、人次の運用実績の報告及び改善提案並びに月1回の定例の会議を開催していただくことになります。

業務内容については、簡単でございますが、ポイントとしては以上になります。

続きまして、要項の6ページにお戻りいただきまして、(2)「確保されるべき対象業務の質」でございますけれども、こちらにつきましては、業者とサービスレベルアグリーメント、SLAを締結させていただく予定でございます。通し番号の78ページから定義書をつけておりますけれども、こちらも項目が多いので、先ほどの委託業務概要、ポンチ絵をご覧いただきまして、右側に確保されるべき対象業務の質を6点ほど、代表的なものを挙げさせていただいております。

1点目でございますが、基幹ネットワークシステムサービス提供時間ということで、機構の職員が使える時間について、稼働率95%以上を目標にしてございます。2点目でございますが、ヘルプデスク利用者満足度調査につきましては、満足度の平均、こちらが65点以上にさせていただいております。3点目でございますが、インシデント受け付け第一報対応時間につきましては30分以内に対応することにさせていただいております。4点目でございますが、障害第一報報告時間ということで、当機構のシステム担当者への報告時間について、障害が発生して15分以内ということで定めさせていただいております。5点目でございますが、障害復旧時間につきましては、4時間以内とさせていただいております。6点目でございますが、申請処理及び連絡時間ということで、職員からの各種申請を受け付けてから設定を完了し、申請者に対して連絡を行うまでの時間を1日以内ということで、主な項目について、SLAを締結させていただくこととしています。

また、通し番号7ページをご覧ください。今、SLAについてご説明させていただきましたが、(3)のウに「減額措置」と示してございます。定義書のSLAの各項目におきまして、サービスレベルが定義書の規定するレベル以下である場合につきましては、委託費を減額することとさせていただいております。

続きまして、7ページの3「実施期間に関する事項」につきましては、平成29年5月1日から平成34年4月30日までということで、5年間の委託を予定しております。

次に、4「入札参加資格に関する事項」につきましては、こちらに記載しているとおりでございます。詳細は割愛させていただきます。

次に、9ページの5「入札に関する者の募集に関する事項」でございますが、こちらの 記載どおりということで、お時間の関係もありますので説明は省略させていただきます。

続きまして、10ページ、6になりますけれども、実施する者の決定に関する事項ということで、評価基準関係となりますけれども、評価方法といたしましては、総合評価落札方式で実施させていただく予定でございます。価格点と技術点の比率につきましては1対1とさせていただいております。この総合評価落札方式での実施に関しましては、前回の契約の入札時においても総合評価方式をとっておりますので、今回で2回目の予定になります。同様に、前回でも価格点と技術点の比率も1対1ということで実施をさせていただきました。

また、技術点を算出する基準としましては、82ページをご覧ください。82ページから企

画提案書評価基準になりますが、こちらの85ページのとおり、「評価基準」ということで、 評価項目、評価内容、評価基準について記載をさせていただいております。

最後の87ページに評価シートがございますが、No.21から25ということで、こちらの項目につきましては必須項目とさせていただいておりまして、その必須項目を満たさなければ欠格にさせていただく予定にしてございます。

それでは、資料の12ページにお戻りいただきまして、7の従来の情報の開示に関する事項につきましてですが、こちらの詳細につきましては、19ページ以降の別紙1に「従来の実施状況に関する情報の開示」ということでお示しをさせていただいております。

最後になりますけれども、今回の競争性改善のための取り組みとして、当機構で改善した点についてご説明申し上げます。1点目につきましては、契約期間を現在の約1年11カ月から5年間に変更させていただいております。長期間にわたることによって、新規参入される業者におかれましても、当初にかかるコスト等が、その後の契約期間において回収できるのではないかと考えております。2点目につきましては、説明から抜けておりますが、仕様書の中の業務従事者の資格要件でございます。こちらにつきまして、従来、統括マネージャというものを置いていただきますけれども、そちらの方の情報処理業務の経験年数を、これまで10年以上としておりましたものを5年以上にするということで緩和をさせていただいております。

3点目でございますが、従来の実施状況の開示ということで今までの状況を開示させていただいておりますので、新規参入業者におかれましても、運用管理業務の内容を把握できるのではないかと考えております。

最後になりますが、入札参加資格につきましては、従来なかったのですが、入札参加グループを結成し、入札に参加することができるという項目を追加させていただいております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました本実施 要項(案)につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いか がでしょうか。

どうぞ。

- ○大山専門委員 すみません、聞き漏らしたかもしれないんですが、ネットワークの分離の話は、流れから見てもよくわかることですけど、調達中とさっきおっしゃいましたか。 そうすると、もう機器はわかって、どういう構成になって、どういうものが入ってくるかはわかっていると考えてよろしいんですか。
- ○高橋専門役 正確に申し上げますと、業者の決定がまだになっておりますので、機器ですとか基本設計ですとか、そういったところの正確なところはまだわかっていないところでございます。
- ○大山専門委員 そうだとすると、かなりの業者さん、今回入札しようとする方は不安に

感じるのが通常だと思うんだけど、それに対してはどういう手を打たれるんですか。今の データの状態、現状だったらまだわかるにしても、わかんないですよね。そこはどうなさ るんですか。

○高橋専門役 まさにおっしゃるとおりでございまして、この基幹ネットワーク、規模が 非常に大きいインフラになっておりますので、絶えずいろいろなところでリプレースは行 われております。この仕様書の冒頭に書いてございますが、例えば、ネットワーク統合と いうのもございまして、こちらは大きな費用をかけまして、スパンとしましては3年程度、 第1次、第2次含めて実施しております。そういったリプレースが発生する際には、やは り機器の変更等がありますので、そこについては、ちょうど資料閲覧という形で、こちら の本調達が実施されているときに、資料の基本設計、詳細設計、そちらができ上がってく るとは思いますので、そちらを資料閲覧で閲覧してもらう、そういう旨を仕様書に記載さ せていただいております。

○大山専門委員 実際の説明会、あるいは時間的に十分余裕がないとだめなんだと思うんですけど、それまでに、もし出せないような、あるいは相手方が理解できる状況になってないとすれば、それは多分、応札する人はそういないと思うんですよね。かなりの致命傷になる、要するに、競争性を高めるといっても実際には高まらないのではないかと危惧するんですけど、したがって、そこはちゃんと状況を明確になさるほうがよろしいかと思うんですけど。

○高橋専門役 分離の業者の決定といたしましては、8月で決定する形になっております。 業者の決定というのも、この分離、そもそも昨年度の6月の日本年金機構の事案を反映しまして、急遽、決まったところでございます。この市場化テストは、急遽のものが決まる前に、日付、スタート地点が決まっておりまして、そこにはどうしても合わせなければならないと私どもも考えておりました。その中で業者が決定して、その後、基本設計が入りまして、12月に分離が適用されるという旨、そちらの要項に記載させていただいておりますので、それまで資料閲覧ですとか情報提供という形で業者様には情報をオープンにさせていただいて、スタート地点が決まってございますので、そこに対して調整させていただきたいと思っております。

○中原室長 今回の分離の調達につきましても、実際には8月に開札ということで、8月中には業者が決まって作業に入ることになっております。我々の今のスケジュール感では10月後半になるかと思うんですが、順次導入と、12月までに運用を開始することで考えております。今回の調達につきましては、予定では12月に官報に公告ということを考えております。

- ○大山専門委員 ああ、こっちは12月なんですね。
- ○中原室長 12月に公告ということを考えておりますので、ある程度の情報はもう提示できるのではないかと考えております。期間としては短いかもしれませんけれども、その状況については見ていただけるのではないかと考えております。

○井熊副主査 今の変更のところに関しては、あと、機器の入れかえなんかもありますね、途中で。それで、協議事項を入れればいいんじゃないかなと思うんですけど。100%情報が提供できないで、向こうがこういう条件であることを前提に見積もりますという提案を受けて、それで、こちらから出す情報が不十分だった場合は、コストアップに関して協議するとか、ある程度、逃げの条項とかを入れておけばいいんじゃないかなと思うんですけれども。そうじゃないと、状況を知っている人が有利になるという傾向は出るんじゃないかなと思います。

それから、19ページにも書いてあるのですけれども、統括マネージャの経験とか知識、これは過去の情報なんですけど、これはペナルティー条項が入っている中で、人員の数とか人員のスキルを詳細に提示する必要ってあるのかなと思っていて、ペナルティーを課しているのであれば、その実施に関しては、ある程度民間側の裁量に任せてやったほうが、普通そうするんじゃないかなと思うんですけど、ペナルティーをやって、インプットの条項も人数とか資格を規定するというのは、条件としては二重じゃないかなと思うんですが。特に最近、入札なんかで、人数とか資格の縛りというので民間が引いてしまうケースが

特に最近、人札なんかで、人数とか資格の縛りというので民間が引いてしまうケースが 多いので、ペナルティーを入れるんだったら、やっぱり人数であるとか資格は民間に任せ たほうがいいんじゃないかなと思います。

- ○石堂主査 その点はいかがですか。
- ○高橋専門役 ペナルティーというところで申しますと、資格要件を設定してございますのは、SLAのペナルティーも条項としては二十数項目ございすが、非常に細かいところまでSLAで縛っているわけではございません。そういう中、昨今の流れといたしまして、運用業者の質というもの、通常の機器の運用だけではなくて、セキュリティのマネジメントまで求められるようにもなっていますので、ある程度のスキル、経験を持った方のご参加というところは、こちらとしては希望として入れたいと思っているところでございます。

また、それがない場合には、ご指摘のとおり、SLAを今の項目数をかなり多くいたしまして、細かく縛るというようなところを考えなければいけないなと思うところではございますが、SLAも、ある程度の項目で縛らせていただきまして、質に関しましては資格を取って満たしていただくというような形を考えております。

〇井熊副主査 やっぱりそれは、民間にとっては二重にコストがかかるんだと思うんですよ。やっぱりペナルティーでもって縛るのであれば、それで業務の質を構成できるように定義するのが、やっぱり発注者側の仕事じゃないかなと。そうであれば、その中の範囲において、業務に関しては民間の裁量と責任で実施をするというのが。その両方が中途半端というか、やり方になると、ダブルに安全サイドにコストをかけてやらざるを得ないので、民間側としても、その分だけ対応しにくくなるんじゃないかなと思うんですよね。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○若林専門委員 それと関連して、例えば、こういう資格を必須ではなくて加点要素にす

るとかということは可能なんでしょうか。もしそうだとすると、まだ負担感というかは小 さいような気がするんですけど。

○中原室長 まず、人数要件につきましては、私どもが運用しておりますシステムの状況 からして、複数の作業を同時に行っていただくと。そういう観点等も踏まえまして、この程度として、現在、6人、次、7人というような設定をさせていただいているところでございますけれども、確かにご指摘の点はございます。人数よりも、やはりそれなりのスキルを持った人にしていただいて、しっかり業務していただくことが重要だということがございますので、それについてはもう一度持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

○石堂主査 先ほどの井熊委員の質問にも関連すると思うんですけれども、要するに、5年間の契約期間、ほとんど全期間にわたって断続的に中身が置きかわっていく計画になっているわけですよね。それは、そのときそのときで協議して、もしコストが上がるならば調整していけばいいのではないかという感じもするんですけれども、これ、実際に応札しようという業者にしてみれば、行った先で何度も何度も協議をしなきゃならん。しかも、その協議がスムーズに合意に至るとは限らないというような不安をずっと、5年間、契約期間中、抱えていきますよということになるような気がするんですけれども、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

逆に言うと、システム絡みのこういうものでは、そういうことはよくあることですという話なのか、随時変わっていくというのは今まで見たことがないような気がするものですから、お聞きするんですけれども。

○中原室長 システムの変更につきましては、例えば、システムを分離するということを 今やっておりますけれども、これからは状況が変わってきますので、当然こういったこと が起きた場合につきましては、契約変更という形で協議させていただくことになろうかと は思っています。

ただ、特別な事情がなければ、今ある機器をリプレースしていくことは当然ございます。 それに伴って、いろいろなシステム環境も変わってきますので、変わってくる水準につき ましては、通常、こういう水準に変わってきますよねというレベルで変わっていくものだ と考えておりますので、その点に関しましては、通常ベースの置きかえであれば、今まで の普通の状況の中の変化と捉えていただけるのではないかと考えています。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。
はい、どうぞ。

○小尾専門委員 先ほどから機器の話がずっと出てきているんですが、今回の運用管理というような話って、やはり機器に引きずられる部分は結構強いと思うんですが、今現在、機器のリプレースに関してどういう形で調達を進めているのか。例えば支援業者が入って、設計の部分は支援業者と機構さんで一緒にやって、それに基づいて調達をしているのか、それとも、設計、調達、調達というか、機器の購入とか、そこの部分も一括で業者さんを

選定して行っているような形をとっているのか、どういう形で行っているんでしょうか。 〇高橋専門役 統合ですとか分離を含めまして、支援業者を別途調達いたしまして、設計 等のフォローをいただきまして、その中で機器の調達、役務の調達というような形で、機 器と役務を分けまして調達しております。

○小尾専門委員 支援業者も入って設計を行っているんだとすると、おそらく、もう今の 段階で、こういう機器というか、推奨するような機器のリストの一覧が出ていて、それに 基づいて調達をしているような気もするんですが、そういう形になっていますか。

○高橋専門役 分離の調達につきましては、確かに支援業者が入っておりまして、仕様書で、分離のイメージを、こちらにあります図4-3のような形で示させていただきまして、これの要件も一部、仕様書のところに出させていただいているのですが、その要件に見合うような機器を入れて、要件に見合うようなネットワークの形で分離してくださいというような形で、要件は定義させていただいております。

○小尾専門委員 今、要件はあれですが、例えば、性能要件とかを考えた場合には、例え ば、このくらいの機器を入れないと、機構さんが持っている性能を発揮できないというよ うなところまで、おそらく設計の段階で行っておかなきゃいけないと思うんですね。そう じゃないと、単なる機能要件だけだと、調達の段階になって、何を入れりゃいいんだとい う話になってしまうので、そうすると、普通は設計というか、基本設計の際に、大体この くらいのスペックの機器を入れてほしいとか、型番まで指定するかどうかというのはあれ ですが、例えばこういうようなものを入れて、これが推奨というか、このぐらいですよと いうのを多分リストとして出すのが一般的だと思うんですが、そういうことまでされてい ないんだとすると、例えば、先ほどから言っているリプレースというのが起きたときに、 運用管理をする側としては、一体どんなものが入ってくるのかが事前にわからないですし、 そうなると結局、調達をして初めて機器がわかるということですね。そうじゃないと、そ れまで何も準備ができないみたいな状態になってしまうので、もしそういう状況だとする と、運用管理をする側からすると、非常にリスクを感じてしまう。だから、今までの調達 の形を見て、多分、この運用管理の人たちは入札してくると思いますので、そうすると、 やはりちょっと引けちゃうんじゃないかなというような気がするんですが、そこら辺、い かがですか。

○高橋専門役 支援業者を入れまして実施いたします意見招請、それから本調達がございますけれども、意見招請の仕様書を公開させていただいておりまして、そこには細かいところも入ってございます。例えば、情報系と業務系という、個人情報を保存するようなものと保存しないネットワークに分けるときにも、そこのネットワークについては、こういったソフトウェア要件がありますと、そういった機器が動くようなスペックが必要ですというような形でオープンにさせていただいて、それを見ていただくことは可能かと思っております。

○小尾専門委員 わかるんですが、そういう意味では、やっぱり今回、運用管理をこうい

う形で行うにしても、多分、いろんな面でリスクに感じてしまう部分が多いような気もするんですよね。だから、そういう意味では、先ほどから話が出ているように、毎年、何らかのリプレースがかかるということだとすると、しかも、そのリプレースがどういう形で行われるかが、調達してみないとわからないみたいな話になってしまうと、相当リスキーだなと感じる部分が多いと思うので、例えばリプレースを、今、5年サイクルで行っているとは明示されているわけですが、これをうまく、毎年ではなくて、例えば、何年か置きにリプレースするような形にするとか、さらに、そういうような場合には、できるだけ調達の前に、このくらいのものを入れるということが明示できるような調達方法をとるとか、そういう工夫をされていかないと、この話だけ、いわゆる運用管理だけをどうにかしようとしても、なかなかうまくいかないような気もするんですよね。

だから、そこら辺、どうするのがいいのかというのは、なかなか難しいところはあるんですが、例えば、今回5年と言っていますけど、5年にしないで、今回は運用管理、もう少し縮めてしまって、そのかわり、先ほどから言っている、機器の調達に関する部分をもう少しクリアな形というか、運用管理の人が入りやすいような形に機器の調達の仕組みを改善していってとか、そういう検討ができますかね。

○中原室長 まず、調達情報、どういったものを調達するかといった情報について開示することについては、個別の機械まで示すというのはいかがなものかということもありますので、できないかと思いますけれども、普通、情報を積極的にあらかじめ運用業者さんにお伝えしていくといったことは、それは十分可能だと思いますし、調達に当たりましては、当然、現行業者さん、運用業者さんのスキルといいますか、そういったできる、できないという話がありますので、それの協議も当然あると考えています。そういった面での改善は十分やっていけると思いますが、ただ一方で、5年間ならして順次リプレースしていくというものをどこかで固めてやっていく形になりますと、単年度に多額の費用がかかってしまうこともございまして、お金の都合がつかないというか、回らないという都合もございますので、そこについてはなかなか難しいところがあるのかなというところがございます。ですが、いずれにいたしましても、そういった情報、できるだけしっかりと運用業者にお伝えしていくと。また、会話をしながら、やっていくための改善は可能じゃないかと考えています。

○石堂主査 ほかに。

○宮崎専門委員 先ほどの井熊委員のお話とほぼ同意見なんですが、資料A-2の37/87ですけれども、やはり人数を7名以上で、かつ専任の常駐とさせることを要件とされると、この業務というのはほとんど人件費で、かなり負担感があって、遠隔の監視ですとか、私、詳しいところはわからないですが、いろんなやり方はあるんだと思いますし、先ほどのお話でも、人数が多ければよいのか、しっかりした知識のある方が多いほうがいいのか、いろんな選択肢があると思いますので、この部分は少し、いろんな提案の仕方によって、総合評価なり加点してあげるという方向で、要件が緩和できる部分があるのであれば見直し

ていただいたほうが。 7人、常にいなければならないというのは、結構ハードルが高いように思われます。

また、過去の実績を見ますと、やはり人事異動の際に機器の設定をするとか、特定の時期だけ、恐らく業務量が多いものも中に入っていると思いますので、ほんとうに7人が1年間常駐しなきゃならないのかというところは、作業量によってはいろんな提案の仕方も、おそらく可能なのではないかなとも思われます。

もう1点が、19/87で過去の実績のところなんですが、統括マネージャという方が2人 常駐されていることになっていまして、最終的な責任者で一番資格要件等が厳しい方ですので、一般的にはわからないんですが、1人でよい気はするんですが、2人いたことが、何か特別な事情があるのか、ないしは、2人求められると読めると、より参入しづらいような印象も与えるものですから、そこは何か補足的な情報が開示できるのであれば開示していただければ。単に交代要員として控えの方が必要であれば、2人とも常駐ということではないとは思うんですが、その2点でございます。

- ○石堂主査 いかがですか。
- ○中原室長 まず1点目、先ほどからご指摘いただいております7名常駐の件につきましては検討させていただきたいと思います。求めるべきスキルという面のバランスで検討させていただきたいと思っております。

それと、統括マネージャ2名というところでございますけれども、これにつきましても同じように、求めるべき条件を精査していきたいと思っております。

- ○石堂主査 どうぞ。
- ○早津専門委員 ちょっと重複になってしまうかもしれないんですが、先ほどの随時変わっていくというところなんですが、これ、従前もそうだったと先ほどおっしゃっていましたでしょうか。それとも、今回に限って契約期間中にリプレースがあるのでしょうか。
- ○中原室長 変わっていく部分については2種類のものがございまして、これまで変わってきた中で一番大きかったところといいますのは、冒頭申し上げましたけれども、私どもの法人、2つの法人が合併いたしております。その中で、2つのネットワークを1つにするといったことをしておりますので、そういった面では大きく変わってきていると。

また、今回、セキュリティ強化という面で、情報系ネットワークと業務系ネットワーク、 これを分離するということがございまして、これも大きな要因ということで、これらにつ きましては非常に特殊な要因だと思っております。

ただ、もう一方で、随時変わっていくところにつきましては、やはりこういったシステム機器、ネットワーク機器につきましては、ある一定期間たちますとリプレースしていかなきゃいけないというものがございますので、それにつきましては、これからも随時、耐用期間が過ぎたタイミングで、その時点で最適だろうといったものに置きかえていくといったものは、これからも随時続いていくといったことで、そういうことになろうかと考えております。

- 〇早津専門委員 すみません。私、聞き方がわかりにくかったかもしれないんですけれども、今まで1年、1年、1年、2年と契約期間があって、それで途中でリプレースされることはあったんですか。
- ○高橋専門役 途中でありました。
- ○早津専門委員 その場合というのは、そうすると、経験がある以上は、事前にこのくらい前にこういうことがわかって、徐々にこういうふうにリプレースの機械についての情報を提供できるとか、そういうような経験に基づいた、ある程度の予測もあるのかなと思うんですけれども、そういったものぐらい、もし記載できれば、まだイメージがつくのかなと思ったんですけれども、6ページの(3)の記載だけだと、読み手が想像つかない怖さがあるのかなと。もし記載できることがあれば、できる限り、もちろん確定できないことだと思うんですけれども、幅を持たせた書き方でもいいと思うんですけれども、記載されるといいのではないかと思いました。
- ○石堂主査 いかがですか。
- ○高橋専門役 記載内容について確認させていただきます。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。
- ○大山専門委員 年金機構の起こった状況から、こういう話が出ているのはいいんですが、今回の運用管理業務の中で、当然、セキュリティの関係もその中の一部に入っているんだろうと思うんですけれども、一番大きな課題は、何かあったときに、どうエスカレーションして、どういう形で対応するのかが書いてないと、業務上、契約の範囲に入ってないと、実際にはやらなくてもということになっちゃう、なりかねないんですよ。そこのところについての記載が、ここに今ないように思うんですが、それはどうお考えなんでしょうか。○高橋専門役 情報セキュリティ発生時には、その手順書が規定されてございまして、仕様書の中には、確かにご指摘のとおり、その文章はついていないのですけれども、そこにのっとった形でエスカレーション等を行ってくださいという記載がございます。その手順書につきましては、資料閲覧で公開する形にしてございます。
- ○大山専門委員 閲覧で。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本実施要項(案)の 審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○石堂主査 それでは、時間も超過いたしましたけれども、今回のこの件について、市場化テストのスケジュールが決まった後に分離という話が出てきて、スケジュール的に若干不安定な中で進んでいるというのがございました。それは、恐らく12月に開示できるというのが、機構さんとしては非常に自信があるということで進んでいくんだと思いますので、この点は特にあげつらわないほうがよろしいのかなと思います。

ただ、議論の中で、5年間にわたって断続的に発生するリプレースの取り扱いというのは、問題として残ったように思いますし、最低限、そのリプレースのときに、いろいろ条件が変わるであろうことについて協議事項としてきちっと書いておくこと、また、費用等について変わるかもしれないことについてきちんと理解させるような書き方が必要だろうということと、さらに、先ほどのご説明の中に、調達情報について業者になるべく広く開示していきますという話がありましたけれども、その開示していくということ自体を、今回の契約前に、入ってくるかもしれない業者さんにお知らせしないと、業者の側の不安は解消できないんじゃないかなと思いますので、その辺もご配慮いただきたいなと思います。

それから、井熊委員、また、二、三の委員から指摘がありましたように、ペナルティー 条項を置くことと、業者に、いわば広い裁量権を認めることとの関係についても、ちょっ とお考えいただくことが必要かなというようなことがあると思いますので、本実施要項 (案)につきましては、機構さんにおきまして引き続きご検討いただき、本日の審議を踏 まえまして、実施要項について必要な修正を行って、事務局を通じて、各委員が確認した 後に意見募集に入っていくことにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思いま す。

あと、各委員におかれまして、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務 局にお寄せいただくようにお願いしたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(高齢・障害・求職者雇用支援機構退室・建築研究所入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、国立研究開発法人建築研究所の共用計算機システム 借入及びサーバ・ネットワーク運用支援業務の実施要項(案)についての審議を始めたい と思います。

最初に、実施要項(案)について、国立研究開発法人建築研究所企画部情報・技術課、 斎藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○斎藤課長 建築研究所の斎藤でございます。よろしくお願いします。

まず、建築研究所がどういうものかということで、ざっとご説明をさせていただきます。 建築研究所におきましては、建築・都市計画技術に関します調査、試験、研究及び開発並 びに指導及び成果の普及等を行うことによりまして、建築・都市計画技術の向上を図りま して、もって建築の発達及び改善及び都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを 目的として設立をされてございます。

組織図でございますが、25ページをお開きいただきたいのですが、組織図でございます。 今年の4月1日現在でございますが、役員といたしましては、理事長を含めまして、理事、 監事、それと非常勤の監事が1人おります。それと、管理・支援部門といたしましては、 研究総括監、研究専門役、国際協力審議役というもので3名。それと、その下にぶら下が っています総務部と企画部という2つの部がございます。それと、研究部門といたしまし て 6 部門ございまして、それ以外に研修部門で 1 つ、国際地震工学センターを持っている というような形で成り立っておるのが建築研究所でございます。

では、お時間もあまりございませんので、内容のご説明をさせていただきます。そうしましたら、実施要項の説明をさせていただきます。

まず、1番といたしまして、趣旨でございますが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして、競争の導入による公共サービスの改革につきましては、 透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることによりまして、 国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものでございます。

上記を踏まえまして、私どもの公共サービス改革基本方針におきまして、民間競争入札の対象として選定されました共用計算機システム借入業務につきまして、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めておるところでございます。

本業務の概要その他につきましては、別紙にございます「国立研究開発法人建築研究所 共用計算機システム借入業務」ということで、一部ございますが、こちらで説明をさせて いただきます。

まず、左上のほうからでございますが、業務拠点といたしましては、1拠点、こちらが 建築研究所の画像情報棟という棟の中にございます。現行業務の規模でございますが、ユ ーザ数が約150名ございます。今回調達しますサーバの台数が14台。それと、クライアント の端末台数、PCでございますが、250台ほどございます。今回考えております現行の経費 でございますが、1億5,000万ちょっと、こちらは6年間相当でございます。

右に移りまして、建築研究所の体制でございますが、運用管理としましては、画像情報棟にございます共用計算機システム、こちらの運用管理を行います。それと、その下にぶら下がっております研究本館・新館という研究員がおられるところと、あとはバックヤードの私どもがいるような形のもののところにPCがございますので、こちらのサーバ。こちらにシステムを構築すると。それと、実験棟にもデータ等の処理がございますので、こちらにも出てくることがございます。あわせまして、ヘルプデスクを研究本館・新館と実験棟でサポートしていただくというようなイメージでございます。

続きまして、次期業務の内容でございますが、8点ほどございまして、1点目がサーバ機器等の賃貸借でございます。今回、クラウド等も、私どもの仕様と同等以上であれば採用できるというような形にいたしておりますので、クラウド相当のサービスも賃貸借の中に入ってまいります。

それと、2点目がサーバ機器等の設置でございます。こちらにつきましては、搬入、据 えつけ、配線、調整から既設の設備の撤去等を含むということでございます。

3番目が、サーバ機器等のOSやソフトウエアのインソールということで、新しく入りましたサーバ等につきましてのソフトウエア等のインストール、それと、設定及び動作の確認までということを中で入れております。

4点目がサーバ機器等及びソフトウエアの保守、運用管理でございます。こちらは5年

間の保守及び運用管理を考えてございます。

5点目でございますが、既存のネットワーク機器等の運用支援ということで、一部実験 棟につきましては既存のネットワーク機器等がございますので、こちらの運用支援もあわ せてお願いするところでございます。

6番目が現行システムからのデータ等の移行でございます。業者さんがかわった場合、 データ移行が全面的に行われるということで、こちらも入れてございます。

7点目でございますが、設定情報、マニュアル等の成果物の納品ということで、サーバ 等がかわった場合に、どのような形でやるかというマニュアルを作成していただいて、担 当部署に配るというところでございます。

8点目が、借入期間満了時の借入物品の撤去、次期システム受注者への引き継ぎということで、次、5年後に新しく契約者がかわった場合につきましては、現行機器の撤去と次の受注者への引き継ぎをやっていただくという形で考えてございます。

その右側でございますが、保証されるべき対象の質ということで、4点ほどございます。こちらは、サービスレベルアグリーメント(SLA)、こちらも含まれる形のものでございますが、1点目が質問等の回答率でございます。こちらは月平均の回答率でございますが、利用者からの質問等に対しまして24時間以内の回答率を90%以上ということで求めてございます。 2点目が、ヘルプデスク利用者アンケート満足度調査でございます。こちらにつきましては、年に1回の割合で、ヘルプデスク利用者に対しまして、別の項目がございますが、これについてのアンケートを実施しまして、結果の基準のスコアが70点以上ということで決めてございます。満足が何点ということで、それは私ども、また、ご説明させていただきますが、そういう決め方で70点以上ということでございます。 3点目が、作業遅延の件数でございます。建築研究所が示します所定の期日までに作業が完了しない件数としましては、これはゼロということで決めてございます。それと、4点目が、本システム運用上の重大障害件数でございます。長期にわたりまして正常に稼働ができない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大な障害、こちらは発生させないということを規定してございます。

それと、5点目、セキュリティー上の重大障害件数でございます。個人情報、施設等に関します情報その他の契約履行に際しまして知り得た情報の漏洩を発生させないことということで、以上、この5点を確保されるべき対象業務の質としてございます。

それでは、実施要項書に戻っていただきまして、実施要項書の2ページ目でございます。 下のほうに(2)「確保されるべき対象業務の質」がございます。こちらは、先ほどの別紙 2でご説明をさせていただきました。失礼しました。次のページ、3ページ目でございま す。(3)の「支払いに関する事項」でございます。契約の形態といたしましては、業務の 請負契約といたします。

続きまして、次のページに参ります。大きな3番でございます。「実施期間に関する事項」 でございますが、業務請負契約の契約期間につきましては、平成29年、来年度の4月1日 から平成34年3月31日までの5年間といたしております。開札後、運用開始までの導入スケジュールは下記を想定しているということで、下のほうの表でございます。今、開札を大体11月22日ごろを想定しておりまして、12月、1月、2月、3月と作業していただいて、4月1日より運用開始ということを考えてございますので、実質4カ月の運用期間を設けているところでございます。

それと、その下、4番目でございますが、入札参加資格に関します事項ということで、 法第15条におきまして準用する法第10条各号に該当する者ではないことということで、欠 格事由もこちらは記載をしております。欠格事由がないことを記載しておりまして、その 下につきましては、建築研究所の契約業務規程ということで、やはり欠格事由を記載して いるものでございます。こちらの欠格事由がない者につきまして入札参加資格があるとい うことを記載させていただいているところでございます。

次のページ、5ページ目の中段のサでございますが、こちらのほうで、「本業務を実施する部門において、下記の認証等を取得していること」ということで、ちょっと毛色の違ったことを書かせていただいております。まず、1点目が I S O 9001の登録の認定をすること、それと、プライバシーマークの登録認定をすることということで、こちらは規定のお願いをしてございます。

それと、その下、シでございますが、当所の規模と同等のシステム導入において5年以上の従事経験を有すること。それと、スでございますが、過去5年以内に当所と同等規模のシステム構築、運用、開発、セキュリティー対策、ネットワーク構築等の業務を請け負った実績があることということで、こちらである程度業務の保証をしているところでございます。

その下につきましては、主な既存のネットワークの機器は以下のとおりということで構成を書いてございます。

それと、その下、(3) でございます。「単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる入札参加グループ (本業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう)」として、参加することができるということで、JVにつきましても門戸を広げているところでございます。

続きまして、その下、5番でございます。「入札に参加する者の募集に関する事項」としまして、(1)「スケジュール」、これが次の6ページに記載してございます。入札公告及び官報公告を平成28年、今年の9月の下旬ごろを予定してございます。その後に入札説明会を10月の上旬、こちらは説明会でございまして、主に内覧会的な入札説明会を今、想定してございます。

その後に、質問の受付期限、資料の閲覧期限、総合評価技術審査申請書類等提出期限、 こちらが11月の上旬でございます。それから、提案書の審査、入札書提出の期限がござい まして、開札及び落札予定者の決定を28年11月下旬、今のところ、11月22日ごろを予定し てございます。こちらで決定を打ちまして、既存業者からの引き継ぎ等を平成29年3月31 日まで行っていただきまして、平成29年4月から運用開始ということで、そのときに契約 書の締結ということでございます。

その下、(2)でございます。入札書類につきましては、通常の場合と同様に、総合評価のための書類、または入札書、委任状等々をつけるような形でお願いをするということがございます。

それと、一番下でございます。6の「本業務を実施する者を決定するための評価の基準 その他本業務を実施する者の決定に関する事項」ということで、まず、次のページ、(1) で「評価方法」と記してございますが、評価方法でございます。こちら、総合評価落札方 式(加算方式)によるものといたします。なお、技術的要件の評価に当たりましては、入 札プロセスの中立性、公正性を確保するために、当所の契約審査会の審査を受けるものと することにしております。

また、総合評価は、価格点(入札価格の得点)に技術点(競争参加資格技術審査申請書の内容を評価した得点)を加えて得た数値、総合評価点でございますが、をもって行い、価格点と技術点の比率は1対1で考えてございます。総合評価点につきましては、価格点が500点満点、それと技術点の500点満点を足し合わせて1,000点満点といたしております。

技術点につきましては、総合評価基準で明示されました総合評価項目におきまして、必須項目と定められました要求要件を全て満たしている場合に合格といたしまして、基礎点の200点を与えることといたしております。また、加点といたしましては、必須といたします項目で要求要件を超える項目及び必須とする項目以外の項目につきましては、提出されました総合評価に関する資料に基づきまして、評価基準によって示された得点配分に従いまして、加点を最大300点まで与えることといたします。技術点にいたしましては、基礎点の200点プラス加点300点ということで、500点満点ということで考えてございます。

落札者の決定につきましては、私どもの契約業務取扱規程に基づきまして作成されました予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価落札方式によって得られた数値の最も高い者を落札者とすることといたしております。

ページをめくっていただきまして、8ページ目でございます。本業務に関します従来の 実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、こちら、別紙2をごらんいただ きたいと思います。失礼しました。18ページでございます。申しわけございません。別紙 2といたしまして、「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、記載したものが ございまして、こちらを入札説明会等にお渡しして情報開示をするというところでござい ます。

また、実施要項に戻っていただきまして、8ページの(2)でございますが、「資料の閲覧」ということで、従来の実施方法等の詳細な情報につきましては、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、現行業務の運用設計書等について所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とするということで、入札説明会に参加できなかった方で、後ほど閲覧したいという要望がございましたら、手続を踏んだ上ではございますが、閲覧可能として

おります。

また、追加の資料の開示について要望があった場合ということで、その下でございますが、追加の資料の開示について要望があった場合は、「当所は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする」ということで、やはり追加の資料につきましても閲覧できるもの、こちらで種々選択はさせていただきますが、できる限り開示をしていくというような考えでございます。

それと、その下、8「本業務の請負業者に使用させることができる財産に関する事項」 ということで、当所の財産の使用でございますが、業務に必要な電気設備、端末等、それ と、その他、当所と協議し承認された業務に必要な施設、設備等につきましては使用可能 としてございます。

ただ、使用制限がございまして、「本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない」ということで、ある程度制限は設けておりますが、必要なものにつきましては、ある程度使用を認めるという考えでございます。

それと、21ページでございます。別紙3といたしまして、業務フロー図がございます。こちらにつきましては、ユーザ支援でご説明をさせていただきますが、利用者からふぐあい及び疑問点等の問い合わせが来ましたら、まず、受注者が内容の確認とか切り分け、こちらをしていただいて、それについて、簡単であれば回答していただくと。対応が必要なものにつきましては対応していただいて、利用者に回答するという形でございます。対応するようなものにつきましては、一応、最終的にどうなったかということの確認をとるために、利用者から連絡をいただいて、その確認をとりまして、こちらにつきましては報告書を作成していただきます。ただ、通常の問い合わせにつきましても、報告書というか、日々の内容、どういうことをやったというような内容は記載するような形にはなりますので、簡単な報告書等を作成していただく形にはなると思います。

それで、ふぐあい及び疑問点、利用者から重大な問題の連絡があった場合につきましては、受注者にも連絡をいただきまして、同時に対応していくと。対応が困難な場合につきましては、上部機関なり部内なりで検討させていただいて、受注者または利用者に返していくと。こちらのフロー図には書いてございませんが、そういうフローで考えてございます。

フロー図につきましては、あとはサーバ関係、幾つか書いてございます。 簡単ではございますが、こちらからのご説明としては以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました本実施 要項(案)についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○若林専門委員 ご説明、ありがとうございました。これまで、従来の競争状況というか、 契約状況を拝見すると、結構説明会をされているんでしょうか。参加者数が前回も13社い て、その前は6社、まあまあ来ている感じはするんですが、実際に応札したのが1社、2 社ということで、わりとその段階で断念している事業者が多いように思うんですけれども、 この点については何か理由があるのかということをお聞きになったりとかはされましたで しょうか。

- ○斎藤課長 理由はよくわかってないみたいなんですが、もしかしたら、仕様の書き方が ちょっと厳しかったのかなというところはございます。ただ、応募数が少なかったのは、 私どもとしてはわかりかねるところではございます。
- ○若林専門委員 時間的な点で可能であればということなんですが、いろいろな点を変更されていて、すごく工夫というか、ご努力されているのがわかるんですけれども、これがもし、その理由に対応していないと、とても残念な感じになってしまうので、もし可能であれば、簡単にでも聞き取りをしてごらんになってもいいのかなと思いました。

以上です。

- ○斎藤課長 わかりました。前の部分についての聞き取りということでございましょうか。
- ○若林専門委員 そうですね。なぜ来なかったのかという。
- ○斎藤課長 わかりました。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。 はい、どうぞ。
- ○大山専門委員 すみません、こちらの紙だと、「次期業務内容」の⑥に「現行システムからのデータ等移行」と書いてあるんですが、これに対応するのを一生懸命探してみたら、96/108のページの項番361にあります「現行システム資産の移行に関する要件」がだーっと書いてあるんですけど、これを「データ等移行」と言って、これで全てなんでしょうかというのが最初の質問です。まず、確認をさせてください。
- ○斎藤課長 こちらが全て。
- ○大山専門委員 そうすると、研究者の人たちを含めたところの共用計算機システム、この絵ですと、こちらに何らかのデータが入っていることはないんですか。それを移行しろと言われると、途端にわかんなくなる可能性があって、ちょっと心配なんですけど。ここは大丈夫なんですか。
- ○安藤主事 研究本館・新館と実験棟のデータにつきましては、実験棟の中にPCを置いてございまして、そちらでデータ管理をしておりますので、共用計算機システムのデータ移行とは関係がございません。ただ、ヘルプデスク業務として、パソコンのユーザ支援とかを行うだけでありまして、特にデータ移行というのはございません。
- ○大山専門委員 この矢印は両方にかかっているんじゃなくて、それぞれ限定しているという意味?
- ○安藤主事 そうですね。
- ○斎藤課長 すみません。舌足らずで申しわけございませんでした。
- ○大山専門委員 そういうことですね。わかりました。

もう一つ、平成23年度かな、1カ月延長していますよね、富士通さんのやつで。いただいているやつは、「システム移行の安全性確保のために契約期間を1カ月延長」と書いてあるんだけれども、このときには当然、データ移行も入っていたかと思うんですね。このデータ移行について、次に、今受けている東京コンピュータサービスさんが何か困ったとか、何かそこにトラブルがあったとかという話は一切なかったと思ってよろしいですか。もしそれがあると、この次の課題に対して、また同じことが出て、そこのところを開示してあげないと、多分、一番不安になるはずなんですよ。それも、書いてあるのは、次の業者に対して回答しなさいぐらいの話ししかなくて、発注者であるそちらが間に入って、必ず必要な情報は提供させますというようなことがないと、多分、一般的に怖いんですね。だから、そういうところの不安を取り除いていくことが競争性を高めることになりますので、ぜひその辺のところは明確にしてあげていただけるとと思います。

- ○斎藤課長 わかりました。ご教示、ありがとうございました。
- ○大山専門委員 それで、この1カ月延びたのはなぜなんですか。普通だと、何かあったから1カ月延ばしたのかと僕は思ったんですけど、そうじゃない……。
- ○斎藤課長 この当時、ちょうど震災がございまして、私どもの研究所も幾つか壊れていて、そういうのがございまして、ごたごたがあって、若干延ばしてということがございました。急遽ということでございます。
- ○大山専門委員 ああ、そういうことね。そのこともわかるほうがいいかもしれない。
- ○斎藤課長 すみません。申しわけございません。
- ○大山専門委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。 どうぞ。
- ○井熊副主査 まず、通番で53ページのところに、毎日、常駐者が1名と、月に10日以上 常駐する者が1名で計2名。こういう常駐が、まず必要なのかということを1つお伺いしたいのと、それから、通番で107ページのところに、総合評価のところで、毎日常駐する技術者を2名配置していると加点されることになっているんですが、まず、これだけ人を拘束することが必要なのかということと、それから、もし必要であるんだとしたら、これ、加点するのはよくないんじゃないかと。それで十分であれば、さらに何か、それを求める人にプラスするというのは、評価としてはいかがなものかなという感じがします。

あと、通番7ページのところで、「障害連絡後2時間以内に障害復旧作業に着手できる地点に」云々と書いてあるんですけど、建築研究所さんって、つくばで……。

- ○斎藤課長 つくばでございます。
- ○井熊副主査 これって、事業者の限定にならないのかという点が1つあります。

幾つかあるんですけど、その次の(3)のグループの規定というのは、これ、ほかの入 札なんかと書いてある条件が違っていまして、これだとグループ参加者が、(2)がすごく 長いので、グループ参加者が全条件を満たせと書いてあるように見えるので、ほかの入札 はそういう書き方をしてないんですね。

それから、最後、4ページなんですけれども、契約締結が4月1日で、機材調達が11月から始まるというのはどういう意味なのかなと。幾つかあるんですが、よろしくお願いします。

○斎藤課長 まず、1人常駐で、もう一人、またサポートで週何回ということなんですが、現状、建築研究所につきましては、実はかなりいろいろと聞いてくる案件がありまして、研究者も固定はしているんですが、ちょうど研究員とかというのはかなり入ってきまして、ヘルプデスクが今、かなり忙しい状況でございます。その都度、MACアドレスはどうするとか、または、今回、ちょっと話が変わるんですが、九州の震災がございまして、急遽、ホームページをつくるとか、研究のグループについてのホームページの窓をつくれとかということで、結構ヘルプデスクにお願いするようなことが多うございまして、その点で1人常駐では不安かなというのがございまして、今、少し手厚く考えてございます。

ただ、言われましたシステムの総合評価の要点のところで2名の加点というのは、これはちょっと多いかなとは思っておるんですが、実はこの辺につきましては、私どももどうしていいかわからないところもございまして、今日、もしお聞きできればというところが1点、申しわけないんですが、ございました。

それと、システムの実施のスケジュールでございますが、実はスケジュールのほう、今入っている業者さん等々、幾つかにお聞きしまして、このぐらいが妥当であろうというような感触もあったもので、こういう書き方をしております。答えになっておりますでしょうか。

○井熊副主査 発注額がまず限られているので、なるべく人を張る負担を減らしたほうがいいかなと思っていまして、ヘルプデスクもありますけど、遠隔でできるものは遠隔で処理できるという提案も受け付けてあげるとかいうふうにしたほうがいいかなと。

あと、私が申し上げているのは、スケジュールは契約締結が4月1日なのに、事業者に その何カ月も前から仕事をさせる契約って、民間ならできないんですよね、今。

- ○斎藤課長 そういうことはございません。あっ、意味がわかりました。
- ○足立課長 建築研究所の足立です。前の業者と3月まで履行期間としておりまして、実際のサーバを借り受けるのが4月となっておりまして、確かに民間業者さんですと、こういうやり方はしないのかもしれませんが、私どもとしましては、3月までは前の業者さんにやっていただいて、4月から新しい業者さんにやっていただいて、その履行を確認して、支払いをするものと考えてございます。
- 〇井熊副主査 そうすると、この業者さんって、12月から3月まで何を根拠に働くんですか。何の契約を根拠に。契約が4月1日締結だと。
- ○足立課長 通常、国ですと、年度の始まりで予算がついて、4月から契約するということになっておりまして、例えば前年度に入札をして、落札の準備までいって、4月1日で 予算がついて、国会で予算が成立して、予算配付されてからということになっております

が、建築研究所では、確かにそういうことにはなっておりませんが、契約自体は落札決定をしてすることができます。ただ、支払いのほうとしましては、実際に運用が開始されて、 履行を確認されてから支払うものと考えております、月割で。

- ○石堂主査 井熊委員が聞いているのはそういうことでなくて、4月以降、初めてその契約がなされるのに、その前の時期には、どういう契約を想定するのか、物事の進めようがないじゃないかということです。
- ○大山専門委員 ちょっといいですか。僕が言うのは変なんだけど、多分、これ、サービスを買うんですよね、4月から。だから、業者が準備するだけで、こんなのを書くからおかしくなるんですよね、何カ月かやるとか。だから、できているサービスを、この月から使い始めるという契約ですよね。
- ○斎藤課長 はい、そうです。
- ○井熊副主査 必要な準備をしとけとか書いておけばいい、書くとしたら。
- ○大山専門委員 そうです。だから、こういうのを書くから、何月って。
- ○足立課長 ありがとうございます。
- ○石堂主査 あと、もう一つ、井熊委員から質問の出ていた共同参加のときの書き方、要するに、代表者に求める要件と一般構成員に求める要件は違っていいはずだということですので、そこは他に幾つも例があるはずですから、整理して書いていただければと思います。
- ○斎藤課長 ご教示ありがとうございます。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。
- ○廣松専門委員 すみません、お先に。簡単なことなんですけれども、今の5ページのサのところですけど、認証に関して、ここではプライバシーマークだけに限定しているんですが、こういう場合、ISMS、両方というのは厳し過ぎるから、プライバシーマークかISMSか、どちらかの認証を取得していることという書き方をする場合もあるように思うんですが、プライバシーマークに限定された理由はあるんですか。
- ○斎藤課長 これはございません。ほかの資料を見させていただいて参考にさせていただいたので、私どもが見させていただいた資料はこういう書き方だったというところでございます。わかりました。この辺は再度調べさせていただいて、直させていただきます。
- ○石堂主査 ほか、いかがですか。

はい、どうぞ。

〇早津専門委員 先ほどのご説明の中で、今回の新規に電子メールの質問方法を追加したというお話があったかと思うんですけれども、これはどこに記載されているんですか。私が見ていた中で、5ページに入札の募集のスケジュールがございまして、これで問い合わせは別添4、入札説明書を参照することとございまして、通し番号の77から別添4があるんですけれども、自分で見ていて、通し番号の81ページ、「業務の内容」8条で、(2)なんですが、「仕様書に関して質問がある場合は、第5条(9)により質問することができる」

とあって、第5条9には、「電子メール又はファクシミリで、(2)の提出場所に送付すること」とあるんですけれども、「なお、質問がある場合は、必ず文書で行うこととし、持参、郵送等又はファクシミリ」とあるんですけれども、電子メールというのをあえて抜かしているように読めるんですけど、ここの記載が電子メールを追加したというような記載として書かれているものなんでしょうか。どっか別に、電子メールで新たに受け付けましたよという記載があればいいんですけど、ここだけ読むと、電子メールで質問ができるのかできないのかがよくわからない書かれ方かなという印象が。

- ○斎藤課長 失礼しました。電子メールでできるような形で考えておりますので、多分、 記載のほうが不備でございました。
- ○事務局 すみません。通し番号の79ページにその説明があります。
- ○斎藤課長 質問の受付及び回答、「電子メール又はファクシミリ」。
- ○早津専門委員 そうそう。(9)には電子メールって書いてあるんですけど、次の業務内容の仕様書の質問のなお書きがあることによって、電子メールが除外されているのかどうなのかが読めない、よくわからなくなってしまうというので、ここに「電子メール」ってただ単につけ加えればいいと思うんですけど。
- ○斎藤課長 すみません。ただ記載ミスだと思います。申しわけございません。記載するようにいたします。
- ○石堂主査 はい、どうぞ。
- ○宮崎専門委員 あと、通し番号の57番ですが、8番に「次々期システム更改に向けた情報システム最適化計画の策定」とありまして、基本的にはネットワークサーバの運用管理業務なんだと思うんですが、次のシステムの最適化計画策定を行うことと。詳細は発注者協議となっていまして、この業務を加えると、何をどこまでやるかというところが、応募される方がちょっと不安に思うのではないかと思っていまして、もしかすると、運用、保守管理した中で課題とか改善提案があればやってくださいという趣旨であれば、そのような書き方のほうが内容が理解されやすいかと思いますし、本来的に、今、運用管理する方が次のシステムの計画をつくるべきものでもないと思いますので、ここの内容は見直されるとよろしいんじゃないかと思います。
- ○斎藤課長 わかりました。ありがとうございます。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。
 はい、どうぞ。
- ○小尾専門委員 今回、総合評価ということで技術点の項目があるんですが、少し書き方というか、内容的に、こういう加点項目はいかがなものかというのが幾つかあるような気もしていて、ここで書かれているのは、例えば、専任の技術者が2名いたらAで、仕様書どおりだとBとか、あと、経験が10年以上だとAで、そうじゃない仕様書どおりだとBだとか、いわゆる技術評価というか、加点項目なので、そもそも機構さんは何を望んでいるのかということですね。それがクリアになってないと。例えば、10年だったらAで5年だ

ったらBということであれば、研究所さんとしてはAを望んでいるともとれると。もし10年以上が欲しいんだったら、最初から仕様にそう書けばいい話であって、加点項目にするべきものではないような気もするんですよね。ですから、こういう加点項目の書き方は、あまり適切ではないかなと思います。

結局、加点項目を稼ぐということは、価格点が下がってもいいということと同値なので、 したがって、高くてもいいから10年のほうが研究所さんとしては欲しいということであれ ば、最初から仕様にそう書けばいい話であって、だから、もう少し項目としては精査して いただいたほうがいいかなと思います。そこはお願いします。

- ○斎藤課長 わかりました。ありがとうございます。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項(案)の審議は以上とさせていただきます。事務局、何かございますか。

- ○事務局 特にありません。
- ○石堂主査 それでは、議論の中で、もうちょっと明確化すべきだということとか、おそらくスケジュールの部分の修正とか、最後にありましたように、加点項目の見直しとか、 幾つか宿題的なものがありましたので、本実施要項(案)につきましては、建築研究所さんにおきまして引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえ、実施要項(案)について必要な修正を行って、事務局を通して各委員が確認した後に意見募集を行うようにお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございました ら、事務局にお寄せくださいますようにお願いいたします。それでは、本日はどうもあり がとうございました。

(建築研究所退室・環境省入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、環境省の水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁 防止法等の施行状況調査の事業評価(案)について審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況につきまして、環境省水・大気環境局水環境課、甲斐主査より ご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○甲斐主査 ご紹介ありがとうございます。環境省の甲斐と申します。それでは、資料3 に沿いましてご説明させていただきます。

まず、本事業の概要でございますけれども、最初のページにございますとおり、内容といたしましては、水質汚濁防止法という、環境省で担当しておりますけれども、この法律に基づいて行われている水質汚濁防止に関する排出量の総合調査でございまして、それの調査の結果の印刷ですとか調査票の送付、回収、受付、督促、照会対応等々について集計をしていただいたりという業務が本業務の概要となります。

期間につきましては、平成24年7月から来年3月までの5カ年でございまして、現在の

受託事業者につきましては、株式会社日本能率協会総合研究所というところが受託をされています。こちらの受託事業者の決定の件につきましては、4.にございますけれども、2つの種類の調査というもの、片方は隔年でもう片方は毎年行っているものでございますけれども、民間競争入札の実施要領に基づきまして、入札に参加された方は、当初は1者いらっしゃいまして、審査の基準には適合されていたんですけれども、残念ながら不落不調という結果になりました。

その後、再度公告を行ったところ、3者、入札の説明会には参加をいただいたんですけれども、そのうち1者、この受託業者になりますが、そちらから応札がありまして、結果的に落札となったものでございます。

ページをおめくりいただきまして、 Π 「確保すべき質の達成状況及び評価」というところでございます。詳細は別紙に記載しておりますが、こちらの以降の内容に沿ってご説明させていただきますと、まず、 $\Pi-1$ とございまして、調査、こちらの事業、2つあると申し上げましたけれども、1つ目が排水規制の対象となっている事業者を対象とした水質汚濁物質排出量総合調査と呼んでいる、こちらの調査になります。これは、申し上げたように、事業者を対象としておりまして、環境省が過去の調査結果に基づいて、手元に置いてあります調査結果の事業所の名簿をもとに、受託事業者で修正、確認などを行うということが、まず1つございます。そして、その名簿に基づきまして、実際の調査内容につきまして、それぞれの事業者に発送を、これ、約3万4,000程度ございますけれども、そちらに発送を行いまして、その調査というのを隔年で、25年と27年、2回にわたって行っております。

そして、この調査の回収率の目標でございますけれども、アンケートという形になっておりますが、こちらは80%とさせていただいております。この理由につきましては、この調査自体、昭和40年代ごろから長年行っているものでございますけれども、近年の場合ですと、おおむねこの程度の回収率であれば、政策目的として必要な情報が得られるということで、過去の水準を落とさないということを念頭に、80%としております。最近の状況につきましては、25年度につきましては、この目標を達成したんですけれども、27年度は若干下回っている状況でございます。

なお、23年度以降はオンラインでの回答というものも事業所にはしていただけるように 整備してございます。

3. でございますが、調査対象となる事業者からの照会、例えば、このアンケートの内容について問い合わせ等があった場合には受託者に対応していただいておりまして、その実績の状況については、表2-1、2-2というところにお示しをしております。こちらの調査、長年実施していることもございますけれども、苦情というものもまれにございますが、任意の調査であることを勘案しますと、よくご協力をいただいているのかなと考えております。

それから、ページ1つ行きますけれども、4.「受託事業者による督促等の状況」という

ことで、これは任意の調査ということもございまして、調査対象事業者からご協力いただけないケースもあるんですけれども、可能な限り回収率を上げるという観点から、受託事業者に督促を行っていただいております。そちらの状況について、4.で書かせていただいております。平成27年度業務の場合ですと、8,000件程度やっております。

そのほか、5.で事業場名簿の更新といったものなども行っているところでございますが、 最後、7.「評価」ということで書かせていただいておりますが、回収率の目標は80%で設 定させていただいているんですけれども、27年度につきましては若干ご協力いただけない 方が多うございまして、7割を少し超えるということでございました。

ただ、この7割という数字で水質汚濁の防止に関する調査という、環境省の側で設定した政策目的の達成という観点からは、一定程度、もう問題がないということでございまして、かつ受託事業者の受託業務としての質も十分確保されていると考えられることから、質は確保されているという評価を自己的にはしております。

最後、ページをおめくりいただきまして、 $\Pi-2$ というところでございますが、こちらの調査、事業者を対象としたものとともに、地方自治体を対象として、こちらは毎年実施している調査でございます。

具体的には、3万4,000程度、排水規制の対象となる事業所があると申し上げたんですが、こちらで、例えば、規制対象となる施設が廃業するですとか、あるいは新規に届け出が出てくるとか、そういったことがありましたら、自治体から情報をいただくために毎年行っているものでございます。そういった内容でございますので、こちらは内容としてはごく簡単に記載させていただいておりますが、その結果につきましては、3.に記載がございますとおり、自治体にも報告を行っていると、そういった状況でございまして、特段問題なく、受託事業者によって事業が行われていると評価をしてございます。

Ⅲ、経費に関しまして、1.「実施経費」については、お時間の関係もございますので割愛させていただきます。

2.評価全体につきましては、これまで申し上げたとおり、質については全体的に確保されていると考えておりまして、経費の面につきましては、こちら、5年間の事業を行う前の平成23年度の段階に比べまして、平成27年度の段階で同じ調査を行った場合ですと、約600万円以上の削減効果があったということで、経費面では競争入札にしていただいた効果があったのかなと考えております。

一方で、冒頭申し上げたような経緯によりまして、応札者が1者でありましたということでございますので、こちらで競争性の確保の観点では、まだ課題があると考えておりますので、引き続き民間による競争入札を継続するというようなことを私のほうでは考えてございます。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について総務省より説明をお願いします。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、ご報告申し上げます。資料 C をごらんください。

1の「事業の概要等」でございますけれども、こちら、環境省様より詳細をご説明いただきましたので、読み上げることは控えさせていただければと思います。ただ、入札の状況につきましても、ご説明ありましたとおり、当初、1者応札であったものの不落と、再入札の結果も1者応札だったということでありまして、この点には課題が残っている状況でございます。

次、IIの「評価」でございます。確保されるべき質の確保状況でございまして、目標設定として、回収率と結果の正確性というところを出しておられます。回収率、25年度につきましては82.2%と目標をクリアしておりますが、27年度につきましては、先ほどご報告ありましたとおり、これを下回る状況でございます。また、結果の正確性につきましては、特段問題ないとのご説明をいただいております。

また、民間事業者からの改善提案でございますけれども、作業のマニュアル化とか、また、それに伴いまして、作業の機械化、効率化、確実性を高めたということでございまして、いかんなくノウハウを発揮いただいている状況でございます。

3の「実施経費」でございます。こちら、市場化テスト前後の比較でございますけれども、金額にして約682万円、率にして30.9%の削減が認められた状況でございます。

評価のまとめでございますけれども、経費の削減効果につきましては30.9%が認められている状況でございます。また、民間事業者の改善提案につきまして、作業のマニュアル化を進め、効率性、確実性を高めるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫を発揮いただいている状況でございます。

業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質についてでございますけれども、ご説明ありましたとおり、事業実施中、苦情件数は少なくて、円滑に業務が進められ、また、結果の正確性は担保されているということで、その点については評価できるかと思われます。

ただ、ご説明ありましたとおり、平成27年度での回収率は目標を下回っている点がございまして、その点については課題かなと考えているところです。

また、入札の状況につきましては、冒頭申し上げましたとおり、1者応札でございまして、競争性確保に課題が残った状況でございます。

今後の方針でございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、競争性の確保といった観点において課題が残ったことから、事務局といたしましても、市場化テスト継続をご報告申し上げます。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました事業の 実施状況及び評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたしま す。いかがでしょうか。 はい、どうぞ。

○廣松専門委員 ご説明をありがとうございました。幾つかご質問したいんですが、1つ目は、まず、議論になっています、回収率が平成27年度、73.4%ということですが、目標とする水準を下回った理由として、どういう原因でこうなったのかに関して、もしおわかりであれば教えていただきたいということが1点目です。

2点目として、施行状況調査のほうで、先ほど、照会自治体の数が年度によって変わるのは、これは事業所の改廃によることが主な原因なのか。かなり数が動いているようですが、その理由は何なのかを教えていただきたいということ。

3点目として、ご説明はなかったんですけれども、実施経費のところを見ていて、私はよくわからなかったんですが、平成24年、26年は施行状況報告だけで、25年と27年度では総合調査も行われているわけですが、当初見積もりと実施経費が完全に一致しているというのはよくわからないところです。24年度、26年度は施行状況調査の場合、完全に当初見積もりと実施経費は合っています。差額はゼロですし、25年度、27年度は両調査を合わせてゼロという形になっている。そこがよくわからなかった点です。

それから、それと関連して、別紙のところで、実施体制で人日を書いていただいている んですが、その人日と今の実施経費との対応がよくわからないという点が3番目です。

そしてこれは、いささか超越的な話ですが、私は、これ全体を見ていて、確かに調査という名目というか名前にはなっているんですが、これは、どちらかというと調査するべきものなのか、そうではなくて行政報告というか、報告を徴収するような形の情報の集め方というのがあり得るのではないか。特に施行状況調査は、これは調査というよりも、各自治体に対して、確かにそこは法的にも難しいのかもしれませんけれども、報告を求めるという形で十分ではないかという気がします。最後の点は私の個人的な感想なんですが、最初の3つの点について、教えていただければということです。

○甲斐主査 ご質問ありがとうございます。 4 点いただいておりますけれども、まず、回収率につきましては、こちら、事業者に報告を求めることが任意ということもございまして、若干そういった要因でばらつくことは一般的にはございます。ですが、この年度につきまして低くなった理由については、少なくとも受託事業者の働きが不十分であったためというようなことは考えていないんですけれども、具体的には残念ながらわかってはございません。少なくとも督促等を非常にしっかりはやっていただいてはいるんですけれども、アンケートを回答される側でどういった理由で出していただけなかったのかというところまでは、残念ですが、わかってございません。

次、3点目でございますが、経費のところで、見積もりと実施経費が完全に一致している年があるというご質問ですけれども、こちらにつきましては、持ち帰って、受託事業者に確認させていただいたほうがよろしいかなと思うんですが、おそらく、ある程度事業者のほうで、この年度はこれぐらいの経費でという想定をして落札されているかと思いますので、その範囲内で見積もりをもともと出してきて、そのとおりに実施されたということ

ではないかと想像しておりますが、いずれにしても、確認をさせていただきたいと思っております。

それから、最後の自治体からの報告につきましては、これは水質汚濁防止法という法律では私どもが所管はしているんですが、具体的な事業者の情報につきましては、届け出の対象が都道府県知事となっておりまして、最初のアンケートの回収率との関係もございますけれども、私どもで事業者情報というのを直接提出させるというような権限を持っておりません。それから、国と地方自治体の関係におきましても、国から報告を、何かそういった目的で出していただくということが法的に簡単ではないこともございまして、そういった理由がございまして、ご協力をお願いして出していただいているところでございます。最後、1つ、お答えしておりませんでした。照会対象の自治体の数の変遷につきまして、廣田からご回答いたします。

○廣田排水基準係長 2点目でございますけれども、これは表4のつくり方が悪かったというのがございまして、調査対象としていますのは、総務省さんの資料Cにもございますとおり、毎年、158の自治体に調査は行っております。表4が何かといいますと、それはその中で返ってきた調査票に疑義があって、照会をした件数がまとめられているものでございます。

以上です。

- ○石堂主査 よろしいですか。
- ○廣松専門委員 はい。
- ○石堂主査 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

私からですけれども、総務省さんの資料の「対象公共サービスの実施内容に関する評価」のところで、「確保されるべき水準」の中に、回収率と結果の正確性というのが出てくるんですけれども、この結果の正確性が何を意味するのかなと。評価のところが「適(0回)」となっているんですよね。これが環境省さんの、こちらの報告だと、どこか該当個所があるのか、私が見た限り、どこだろうなという感じなんですけれども。

- ○事務局 それは総務省の資料ですので、こちらから説明いたしますけれども、ゼロ回といいますのは、いわゆるトラブルになったのがないということでゼロ回と書かせていただいている次第でございまして、誤解を招きかねないということであれば、そこは削除させていただければと思います。すみません。
- ○石堂主査 環境省さんのは、ここの部分については……。
- ○事務局 そうです。一応、問題はないよという説明をいただきましたので。
- ○石堂主査 わかりました。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○井熊副主査 コストのことについて。契約金のことについて教えていただきたいんですが、不落になったということで、今回の、24年度から28年度というのは相当低いと事業者

が感じたのかなと思うんですが、21年度から24年度は3年度で4,300万で、24年度から28年度の5年度で4,000万円になっているということで、期間が大分延びているのに価格が落ちているということと、それから、あとは、先ほど廣松先生が教えていただいた表5のところは、4,000万円のやつで、28年度の経費ってどこ行っているのかなというのが。これ、4,008万460円というのは、ここに書いてある契約金額だから、28年度というのは調査がないのかなとか。なぜ、21年度から24年度の契約が3年から5年になって、こんなにコストが下がっているのかなということと、あとは、表5のところというのは、28年度のコストがない状態で契約金額になっちゃっているというのは、これはどういうことになっているのかというのは。

- ○甲斐主査 まず、5年目の本年度の経費について掲載されていないということにつきましては、申しわけございませんでしたけれども、契約金額につきましては、総務省さんの 資料に記載いただいておりますとおり、4,492万円という金額がございまして、そのうち28 年度分を除いているこれまでの経費が表5に書かせていただいているものです。
- ○井熊副主査 こっちの資料はその注釈がないんですね。28年度を除くという注釈がない。
- ○甲斐主査 そうですね。ですから、こちらで誤解があるような形になっていたのかと存じますので。ということが1つ。
- ○井熊副主査 それにしても、3年間から5年間に期間が延びて、契約金額はほとんど伸びてないというのは、これは例えば、予定価格を過剰に削減しているとかということはないんですか。
- ○甲斐主査 これは21年度から。
- ○井熊副主査 21年度から24年度の契約が4,300万円で、今の総務省さんの資料でも4,500万 方でらいで、期間が2年間上がっているのに、契約金額がわずか200万しか伸びていないというのは、予定価格の設定というのに問題ないのかという。
- ○廣田排水基準係長 総合調査を隔年でやっているということがございまして、総合調査をやっている年で申し上げますと、21年度、23年度、25年度、27年度にやっています。ですので、前回の請負業者、東レエンジニアリングは、3年間のうち2回総合調査をやっていることになります。同じく新しい能率協会も5年間で2回の調査を行っていることから、額がそんなに変わってないということが1点考えられるかなとは思います。
- ○井熊副主査 わかりました。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本事業の評価(案) の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

- ○事務局 ございません。
- ○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(環境省退室・林野庁入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、林野庁の国有林の間伐等事業の事業評価(案)について審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、林野庁国有林野部業務課、小坂課長並びに唐澤企画 官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小坂課長 ご紹介いただきました、業務課長をやっております小坂と申します。本日は よろしくお願いいたします。

国有林野事業におきましては、ご案内のとおり、平成23年度より、この制度を使って、 民間競争入札として、路網整備をやりながら、一体的に間伐を複数年計画でやると、そう いう事業を導入させていただいているところでございます。本年は6年目を迎えるという ことで、民間事業体の方々からも、やはり経営の安定化とか雇用の安定化につながるとい うような、そういった評価もいただいているところです。

それと、国有林野事業、実は平成25年度から一般会計化しています。一般会計化する中で、やはり国有林野事業が民有林の政策に貢献することが非常に強く求められていまして、そういう中、この事業を通じて効率的な路網整備と間伐と、そういう作業システムを民有林に広めていきたいなと思っていますし、27年度から植栽をメニューに入れていただいて、実は林業の話になるんですけれども、資源が成熟してきましたので、伐採して木を植える、ほんとうに循環するような林業をこれからつくらなきゃいけないというときに、伐採と造林を一体的にやる、そして低コスト化する、そういうものが今、非常に求められていまして、そういうものを、この事業を通じてやっていくことによって、民有にもつながる、貢献できるような取り組みを進めていきたいなと考えております。

それで、本日は、26年度開始事業の26年、27年の2年分の実施状況を報告させていただきたいと思っています。詳細は担当から説明させますけれども、箇所ごとにばらつきがあるにしても、おおむね計画どおり実行されたかなと思っていますし、必要な質の水準も確保されたかな。さらには、事業体の経営基盤の強化であるとか経費削減みたいな効果も出てきたなと評価はさせていただいています。

そういう中で、1 つ大きく残念なことは、今回の事業の中で、岐阜森林管理署の事業で、 実はトラック運材作業中に死亡災害が発生したと。さらには、上川北部森林管理署の契約 分で全治 3 カ月の労働災害が起きたと。そういう災害が起きてしまったことがございます。 それについては、我々としても非常に残念ですし、あるべきことじゃないと思っています ので、直ちにそういう災害が起こったところの現場の安全管理、安全指導を徹底するよう な形で、再発防止に向けた対策に努めているところでございます。

そもそも事業全般としても、総合入札、総合落札の中の安全対策の提案をきっちり評価するであるとか、契約時、さらには事業実施中、そういうところに当たっては、発注者として安全指導をきっちりやって、そういうような労働災害が起きないような対策については引き続きやっていきたいと考えておりますし、こういう事態がないように、我々として

も最大限努めていきたいですし、何よりも、山で働く我々の仲間というんですか、重要な 担い手ですので、そういう方の人命がきっちり安全が確保されるような取り組みをやって いきたいと思っている次第でございます。そういうようなこともありますけれども、本事 業がさらによくなっていくように、皆さんのご審議、ご指導をいただければと思っており ます。

それでは、中身は担当の唐澤企画官から説明させていただきます。

○唐澤企画官 唐澤でございます。お手元の資料4をごらんください。平成26年度に契約 いたしました分の、26年度及び27年度、2年間の実施状況でございます。業務の内容につきましては、健全な森を育てていく過程で過密になった森林について抜き切りを行う間伐、間伐した後に、間伐した木を路網と林業機械を組み合わせた作業システムにより、一定の長さに切りそろえて林外に出していく事業になっております。

実施箇所ごとの受託事業者及び事業期間等につきましては、8ページに一覧表にまとめておりますので、ご確認ください。

まず、受注者決定の経緯でございますけれども、平成26年度民間競争入札実施要項に基づきまして、総合評価方式による一般競争入札を行いました。入札参加者から企画提案書を提出いただきまして、審査を行いました結果、いずれも基準を満たしておりまして、その後、入札価格が予定価格の範囲内にあるものについて、評価値の最も高い事業者を落札者としております。

次に、Ⅱの「確保されるべき質の達成状況及び評価」というところでございますけれども、実施要項において、本事業の実施に当たりまして達成すべき事業の質といたしまして、まず1点目が事業全体の企画立案及び進行管理等、間伐、路網整備、この3つの事項を設定しております。これらにつきましては、事業の監督、検査時に確認するとともに、毎年度、実施状況調査を行いまして、各森林管理所において確認をしております。実施状況調査におきましては、事業目的ですとか対象箇所の特性を踏まえた上で、受託事業者から提案されました内容につきましても、あわせて確認をしております。

1ページの一番下のところ、事業全体の企画立案及び進行管理等につきましては、企画立案につきましては受託事業者から提出された事業計画書、これにおいて従来実績を考慮した生産性の目標設定、これがなされていること、それから、現場従事者の技術向上、安全確保に関する取り組みが計画されていること、これを確認いたしまして、各営林署で承認をいたしております。

2年目終了時点の進行管理でございますが、次の2ページに参りまして、間伐の進捗状況につきましては、全箇所の平均で、2ページの下に表がございますが、計画量全体で98%になっております。あと、間伐材の生産量、これにつきましては、全箇所の平均で計画量の106%になっております。ただ、これ、全体じゃなくて個別に見ますと、岐阜署、東信署、和歌山署、四万十署及び安芸署の契約分で、間伐につきましては予定を下回っております。

この要因につきましては、例えば和歌山署につきましては、事業地の進入路に世界遺産

の熊野参詣道がかかっておりまして、この文化財保護法に基づく関係機関との協議、これ に時間を要したということでございます。

その他の箇所の部分につきましては、当該年度の間伐材の生産量が当初見込みより増加 したということで、一部の間伐を見送ったことによるものと考えております。

それから、もう一つ、生産量の進捗と間伐面積の進捗を比較しますと、東信署の契約分で間伐面積に比べて生産量が減少しております。この減少の主な理由は、林内から搬出済みの間伐材があるということによるものと考えております。

逆に、面積に比べて生産量が増加しております米代東部、和歌山、四万十及び安芸署の契約分の増加の理由でございますが、これはこれまで林内に置いておいた未利用の小径木につきまして、バイオマス発電とかの燃料用として新たな需要が今、地域によって拡大している実態がございまして、これに応じるために積極的に搬出を行ったために生産量が増加したということでございます。

ここの部分の関連する受託事業者からの主な提案の達成状況につきましては、後ろの9ページにまとめて載せさせていただいております。主な提案の達成状況といたしましては、3ページをごらんいただきますと、労働生産性というのが挙げてございます。これは受託事業者が設定いたしました数値目標を達成した箇所ということで載せてありますが、全部で11カ所のうち、十勝東部署と和歌山署の契約分2カ所で、目標に対する進捗が7から8割にとどまっております。この要因としまして、和歌山署につきましては、先ほど申し上げたとおり、熊野参詣道の関係で協議に時間を要したと。それから、十勝東部署の分につきましては、これは目標値をごらんいただくとわかるんですけれども、1日9立方ということで、かなり高い、これは従来実績で、林分とか林地の状況の違いによって従来実績がかなり高かったということで、目標の達成が難しかったのではないかなということで分析しております。

続きまして、3ページの下の間伐につきましては、これにつきましては、指定された伐 採率、抜き切りする率なんですけれども、これを遵守するとともに、林分全体として偏り のない立木密度が確保されておりまして、残存木に折損等の著しい損傷も生じていないこ とから、毎年の検査等で不合格になった箇所はございませんでした。

また、現地の状況に応じた作業システムによりまして、造材及び選別についても、仕様 書で決められたものが遵守されております。また、高性能林業機械、この導入も積極的に 図られております。

続きまして、4ページの3、「路網整備」につきまして、一部、検査等で路肩に若干の崩壊ですとか水の処理が部分的になされてないといったような箇所が見受けられますけれども、路網開設に当たっては、いずれも作業道の作設指針というものを定めておりまして、これに沿った規格・構造ということで、現地の状況ですとか作業システムに応じた路網計画、路網開設がなされております。

達成すべき事業の質の3項目は以上でございまして、冒頭、課長も申し上げましたけれ

ども、おおむね確保すべき質の水準は保たれていると考えておりますけれども、ここで安全対策の点で、岐阜森林管理署でトラック運材中に死亡災害が、それから、上川北部署で伐倒作業中に全治3カ月の労働災害がそれぞれ発生しております。この発生を受けまして、事業発注者として現場の安全指導を徹底するといったような再発防止に向けた対策に万全を期したところでございます。

それから、4ページの一番下、5.の「民間事業者からの改善提案」でございますが、本事業は総合評価落札方式でやっておりまして、事業者からの提案に基づきまして事業を行っております。一部ではございますけれども、ハーベスタ、伐採から枝払い造材、集積までできる高性能林業機械があるんですけれども、こういったものを組み入れた高効率の作業システムの導入によりまして、低コストで効率的な間伐、使いやすく低コストで耐久性のある路網開設がなされているものと考えております。

次に、5ページのⅢの「実施経費の状況及び評価」に関してですけれども、本事業におきましては、成長している森林を対象としております。それで、他の民間競争入札で実施している、例えば、施設の管理でありますとか、そういった事業のように、全く同じ条件でやるという、経費の比較をすることができませんので、昨年も同じなんですけれども、単年度で実施している間伐事業の平均で比較しております。

ページ中ほどに表を置かせていただいておりますけれども、平均応札者数につきましては、本事業は平均2.0者、単年度事業は2.2者ということで、0.2者下回っております。平均落札率も、本事業は94.6%ということで、単年度事業に比べまして3.2%上回っております。平均請負単価につきましては、本事業が1立方当たり480円程度安く実施となっております。

それから、この事業につきましては、昨年度と同様に、民間競争入札を実施した森林管理署におきまして、単年度の間伐事業を受注した事業者も含めましてアンケート調査を行っております。応札者数を一層拡大するために、26年度につきましては、前年度と比較しまして、約半月程度、入札時期を早めております。ただ、アンケート結果からは、5ページの下のほうに載っけておりますけれども、入札関係資料を入手したけれども企画提案書の提出を見送った事業者の回答としまして、もう単年度で事業を確保したということが理由になっておりまして、これが主な要因ではないかなということで分析しているところでございます。

アンケートの全体につきましては、10ページ以降にアンケートの内容を掲載しておりま すので、ごらんください。

6ページに入りまして、事業経費につきましては、事業規模が大きくなりますので、予定価格の積算段階で間接費が削減されます。契約時の平均請負単価については、単年度の事業より480円、約3%程度安価となりまして、コスト縮減については一定の効果があるのかなということで考えております。

それから、IVの「評価」でございますが、国有林の間伐事業の実施状況につきましては、 事業の質は確保されているものと判断しまして、事業費のコスト縮減も一定程度の効果は あったということで考えておりますが、死亡災害を含む労働災害が発生したということで、 安全指針の徹底など、再発防止対策に万全を期していくことが必要と考えております。

V「次期事業の方針」ということでございまして、さらなる応札者の拡大に向けまして、昨年度、27年度につきましては、企画提案の項目の整理、入札手続の10日間程度の短縮を図っております。それから、今年度、28年度につきましては、入札公告、入札説明書の交付の期間を約1カ月程度前倒し、スケジュール全体も前倒ししたところでありまして、引き続き本事業を実施していく中で、応札者数等の競争性の状況を把握しつつ、さらに対象範囲の拡大措置を通じて、多くの民間事業者が応札できる環境を整備していくことが必要と考えております。

具体的には中段以下に書いてございますけれども、平成29年度に向けて、小規模事業者等の参入促進による競争性の確保、対象箇所の拡大の観点から、従来の2年を超える3年間の複数年契約に加えまして、1年を超える2年間の複数年契約による事業を対象とする対象範囲の拡大について検討することとしております。

この対象範囲の拡大の背景としては、先ほどご説明したとおり、平均応札者数が単年度 事業に比べて少ないというようなことで、なかなか競争性が高まってこない中で、一方で、 民間事業体さんからは、やはりこの事業についてはもう少し拡大してくれといったような 要望も多くて、平成23年に公表しました、この事業のロードマップの中でも、年30カ所程 度やっていきますといったようなことを公表していることもございまして、アンケート等 を分析しますと、小規模の事業体の皆さんからは、この3年間で100から200ヘクタールと いう規模が大き過ぎるといったような回答もございます。

それから、本事業も29年度ということで7年目を迎えるわけですけれども、やっぱり100 ヘクタールから200ヘクタールのまとまりのある対象地の確保が年々難しくなってきておりまして、そういったものへの対処、それから、冒頭、課長も申し上げましたけれども、昨年導入しました複層林に誘導する伐採から地ごしらえ、植えつけまでの一括発注、これによる一層の低コストを進める必要があるということ等を踏まえまして、端境期、例年3月から5月くらいまでは請負の発注が滞るところがございますので、そういったところの事業確保といった、複数年契約のメリットを生かしながら、大体50ヘクタール程度を2年間で実施するような箇所を対象とすることによりまして、小規模な、今まで大き過ぎると言ってこられた事業者さんの参入を促進しまして、競争性の確保を図る。それから、小さくすることによって対象箇所の拡大も図ってまいりたいということで考えております。詳細につきましては、29年度の実施要項の中で明らかにしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本事業で死亡災害を含む労働災害が発生したことを重く受けとめまして、今後につきましては、冒頭課長が申し上げましたとおり、再発防止対策といたしまして、入札時総合評価項目における安全対策の提案の評価、契約時の安全管理体制等についての安全指導、事業実行時の現場巡視による安全指導といったことを徹底することによりまして、引き続き市場化テストに基づく民間競争入札による事業を実施してまい

りたいと考えております。

以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について総務省より説明をお願いいたします。説明時間は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省より、国有林の間伐等事業の事業評価(案)につきまして説明させていただきます。お手元の資料Dをごらんください。

まず、1の「事業の概要等」につきましては、先ほど、林野庁様よりご説明がありましたので割愛させていただきますが、今回は各11事業箇所において総合評価を行い、それぞれ総合評価点の最も高い、ごらんのような11事業者が落札者となっております。

次に、IIの「評価」でございますが、3ページ、2の「対象公共サービスの実施内容に関する評価」をごらんください。事業全体の企画立案及び進行管理等の労働生産性、技術の向上、自然環境への配慮、また、間伐及び路網整備については、ほぼ確保されるべき水準は満たしており、評価できますが、事業全体の企画立案及び進行管理等の安全対策におきましては、先ほど林野庁様からも説明がありましたように、北海道、上川北部と東海、岐阜の各森林管理署管内で大きな労働災害が2件発生したこと、また、同じく下の工程管理では、各年度末までの予定間伐面積を下回った事業箇所が、東海の岐阜ほか4件あった点等も踏まえますと、確保されるべき対象公共サービスの質については、総務省としては確保されたとは評価しがたいと考えております。

次に、3ページの3「実施経費について」、ごらんください。本事業は、同一箇所の従来 経費と比較することは困難なため、別に単年度契約で行っている国有林の間伐等事業と平 均請負単価等を比較した結果、単年度事業に比べまして事業規模が大きいことから間接費 が縮減されること等により、平均請負単価につきましては、1 立米当たり479円、約3%程 度の削減となっており、一定の削減効果があったものと考えております。

次に、4ページ、4の「評価のまとめ」でございますけれども、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、間伐の予定面積及び予定生産量等が一部の事業箇所において達成できなかったこと、また、作業中での労働災害等が2件発生したことなど、その点を踏まえますと、全体としては良好に業務が実施されたものとは評価しがたいと考えております。

一方、本事業は単年度事業よりも事業規模が大きいことから、一部の受託事業者において、高性能林業機械の導入の設備投資を実施し、林業事業体の経営基盤の強化に資する側面もあることが認められたことからも、民間競争を実施した効果はあったものと考えております。

また、実施経費につきましても、単年度事業と比較すると、間接費の縮減効果等から、 平均請負単価では約3%程度安価になるなど、一定の経費削減効果はあったものと考えて おります。ただし、アンケート結果からは、依然として、既に単年度事業を確保しており、 初年度の事業予定を組みにくい。また、企画提案書の作成が煩雑との声が寄せられたことから、これらを解決するために、これまでのアンケート結果、ヒアリング等を分析し、地域の競争性の状況を把握しつつ、さらなる応札者の拡大に向けた取り組みや入札環境を整備していくことが必要であるものと考えております。

最後に、5の「今後の方針」でございますが、本事業の市場化テストは今期が4期目ということもありますが、今後も業務の適正かつ確実な実施に向けて、上記4で指摘した内容について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていくことが必要であると考えます。

また、本事業においては、今回、労働災害が複数発生したことも踏まえまして、今後は現場の安全指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を図ることが必要不可欠であると考えております。

事務局からは以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、ご 質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 自然を相手にしている事業なので、生産性なんかのところで難しい点もあるうかなとは思います。ただ、少しでも多くの事業者が参加していただくところで、企画書のところに関して慎重にというご意見もあるんですけれども、これは私、この事業のことについては見てないんですが、総合評価なんかをやって民間から提案させる場合に、詳しく書いてあると評価が高いみたいな傾向がややあり、例えば、創意工夫はアイデアが出されて、それをやるというコミットさえあれば、それを評価すべきであって、本来であれば、受注してから詳細に書くようなところを提案書で求めているケースもあり得るというようなことがあるので、創意工夫を発揮させながらも、民間の負担のない提案のさせ方を少しでも工夫をしていただきたいと思います。

あと、もう一つ、実施状況の表があるんですけれども、実施状況の表で、安全対策というところで、労働災害が発生したとか重大労働災害が発生したとかというところで〇とか △がついているわけなんですが、下のほうに見ると、△というのは標準程度というような ことであり、提案を下回るが標準以上というのが〇になっていまして、やっぱり労働災害 が発生したとかというところに〇とか△がつくのはおかしいんじゃないかなと。その表記 があるかどうかわかりませんけれども、やっぱり×とか、それは標準ではない、標準以下 であると思いますから、この辺の表記は、表記のことなんですけれども、改めたほうがよ ろしいんじゃないかと思います。

以上です。

○唐澤企画官 総合評価の創意工夫の仕方は、林野庁としましても、この事業のほかにも いろいろ取り組んでおりまして、全体の中でどんな工夫ができるのかということで検討し てまいりたいと考えております。

それから、申しわけございません、実施状況のまとめなんですけれども、これ、3段階で評価しておりまして、◎、○、△という表記で、実は毎年、こういう形で、3段階で年度ごとの公表もしておりまして、その整合性もございまして、今回、迷ったところはあるんですけれども、一応、従来どおりの3段階にしたところなんですが、ご指摘を踏まえまして、やはり今回、そういったご評価もいただいているところでございますので、ここの部分の表記の仕方につきましては改善してまいりたいと考えております。

- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。
 どうぞ。
- ○早津専門委員 労働災害の点なんですけれども、事案としては、先ほど、トラックというような言葉が出たように聞こえたんですけれども、事案としてどういう事案だったのかというのを。
- ○唐澤企画官 岐阜署の災害なんですけれども、山で間伐して、林道の端まで引っ張ってきまして、そこでトラックに載せて、実はこれ、また販売しなきゃいけないので、その場で販売する場合もあるんですけれども、岐阜署の箇所は下までトラックでおろして、集積土場というところで積んで売りましょうということになっていまして、そのトラック運材のところで事故が起きたということでございます。

内容としましては、ちょうど発生したのが27年2月6日ということで、雪がありました。下りの道でございます。林道ですので、ところどころに横断溝、水を抜くU字溝が入っていまして、そこに鉄のふたをしていたんですが、そこがたまたまなのか、目撃者等がいないので推定なんですけれども、後で現場を見ると、鉄のふたが外れていたと。おそらくそこで被災者の方はトラックを一旦とめて、それを直そうとして、車からおりて直そうとしたんじゃないかなということなんですけれども、おりるときにサイドブレーキを引いておりたらしいんですが、その引きが甘くて、要は、作業しようと思ったら車が動いてきて、自分の車にひかれたということではないかなと、警察とか労基署の現場の検証の結果からはそういうことで推測しております。

あと、もう一つ、上川北部の労働災害は、これ、伐倒作業中なんですけれども、これは 土場で丸太を積んだりするグラップルという、バックホーに木をつかむアタッチメントを つけたものがあるんですけれども、これで作業していたんですけれども、作業の邪魔にな る立木を切ろうということで、グラップルで切る木を押さえて、向こうに倒そうというこ とで、押さえたまま伐倒したら、グラップルが支点になって根元が浮いて落ちたらしいん ですね。それで、こっちに逃げていた被災者さんのところに、腰のあたりに当たって、腰 の骨を折るけがということでございます。

○早津専門委員 ありがとうございます。再発防止という観点と、再発防止のための提案 というのと、あと、提案書の煩雑というのがちょっと相反するところがあるのかなという ところで、事案がせっかくあるのであれば、再発の防止として類型化して、こういう点に ついて、もちろん創意工夫という点もあると思うので、類型化した上で、じゃ、どういう 対策がありますかとか、ある程度、それがどういう段階で、こういう案内書で示すのか説 明会で示すのか、やり方はいろいろあると思うんですけれども、漠然と安全策というより は、おそらくいろんな類型化があると思うんですね、ほかの事案を含めても。そういうも のを提案してあげると、煩雑さがちょっとは軽減されるのかなというイメージが。

○唐澤企画官 ありがとうございます。類型化につきましては、類似災害の防止という観点から、こういった労働災害が起こりますと、要は、安全衛生規則でこうやって決まっていますと、こういうのをちゃんとやりましょうというようなことを、まずは安全指導いたします。それで、類型化というお話なんですけれども、今、労働災害の防止策としまして、リスクアセスメントを林業の労働災害の防止ということで取り組んでおりまして、これは一般の作業現場でもなされているんですけれども、そういう場所場所の、例えば伐倒作業なら伐倒作業をする写真なりビデオを見せて、これに、どこにリスクがあるかというのを現場代理人から作業員全員で議論しながら決めて、そのリスクを取り去るためにはどういう対策が必要なんだと。それを点数化して、やることによる効果をまた点数化して、それで優先順位をつけてやっていくといったようなリスクアセスメントをやっていまして、そういったのを、例えば、契約時にリスクアセスメントのやり方みたいな冊子がありまして、そういったのを請負の事業体の方に示して、こういうことをやってくださいというようなことで、具体的にといいますか、類型化というのは、類似災害の防止ということで、そういった冊子もございまして、そういうのも含めて、どういうことをやるんだというようなことは具体的に指示させていただいております。

- ○早津専門委員 わかりました。
- ○石堂主査 ほか、いかがですか。
 はい、どうぞ。
- ○若林専門委員 5ページの評価のところで、単年度事業の総合評価方式と比べて企画提案項目が多いというアンケートなんですけれども、これに対して、方針のところでは、民間事業者の創意工夫を引き出す観点から、削減等の見直しについては慎重な検討が必要ということなんですけれども、これは単年度と本事業の性格とか性質とか、何か違いがあるので提案項目が多いんだという、そういう理解でよろしいんでしょうか。
- ○唐澤企画官 単年度で言いますと、大体50から多くても100へクタール……、100へクタールないですね。五、六十へクタールというのがレベルだと思うんですけれども、一応、この事業、平均しますと、大体100から200へクタールの間には入っていまして、事業が大きいということ、それから、期間も3年間ということもございまして、全体の工程管理というのが主なんですけれども、そういったところで、やっぱり単年度とは規模感も期間も違いますので、そういったところで提案項目が多くなっているということでございます。○若林専門委員 もしそうでしたら、ここの書きぶりがわかりにくいかなと思ったんです。つまり、民間事業者の創意工夫は、仮に単年度であっても引き出したいものだと思うので、

そこがもう少しわかりやすくなっていると、読むほうとしてはいいかなと思いました。 ○石堂主査 ほか、いかがですか。

それじゃ、私から2点ほど。今回は安全上の大問題があったので、その影に隠れちゃった感じかと思うんですけれども、進行管理で間伐面積が達しなかった、100%にならなかったというのがあるんですけれども、これ、確かに林野庁さんの側から見れば、100%やってくれないと困るということだろうと思うんですけれども、ここのいただいたペーパーで見ていくと、いわば事業者の側もやむにやまれず、そうなっちゃったという感じのもあるような気がして、やっぱり事業者の責任と言えば責任なんでしょうけれども、事業者に×をつけるべき理由なのか、林野庁さんとしても、そういう事情だったら仕方がないなという、原因そのものをきちっと把握した上で、いわば適用するかしないかを決めるべきで、形式的に100%いかないからだめよ、だめよってやるやり方でないほうがよかろうなというのが1点です。

それから、今回の資料で、各箇所別の◎、○、△がありますけれども、岐阜が圧倒的に問題がありますよね。これは、岐阜の事業者が問題なのか、それとも、もしかしたら、森林管理署自体も、やっぱり何かあるんじゃないかという気もしなくもないので、その辺、見ていただく必要があるのかなと。この2点です。これはコメントとして受け止めていただければ結構です。

ほか、何かございますか。いいですかね。

ありがとうございました。それでは、本事業の評価(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○石堂主査 ありがとうございます。それでは、事務局におかれましては、本日の審議を 踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。本日はどうもありがとうござい ました。

(林野庁退室)

—— 了 ——